

鴨川市災害廃棄物処理計画

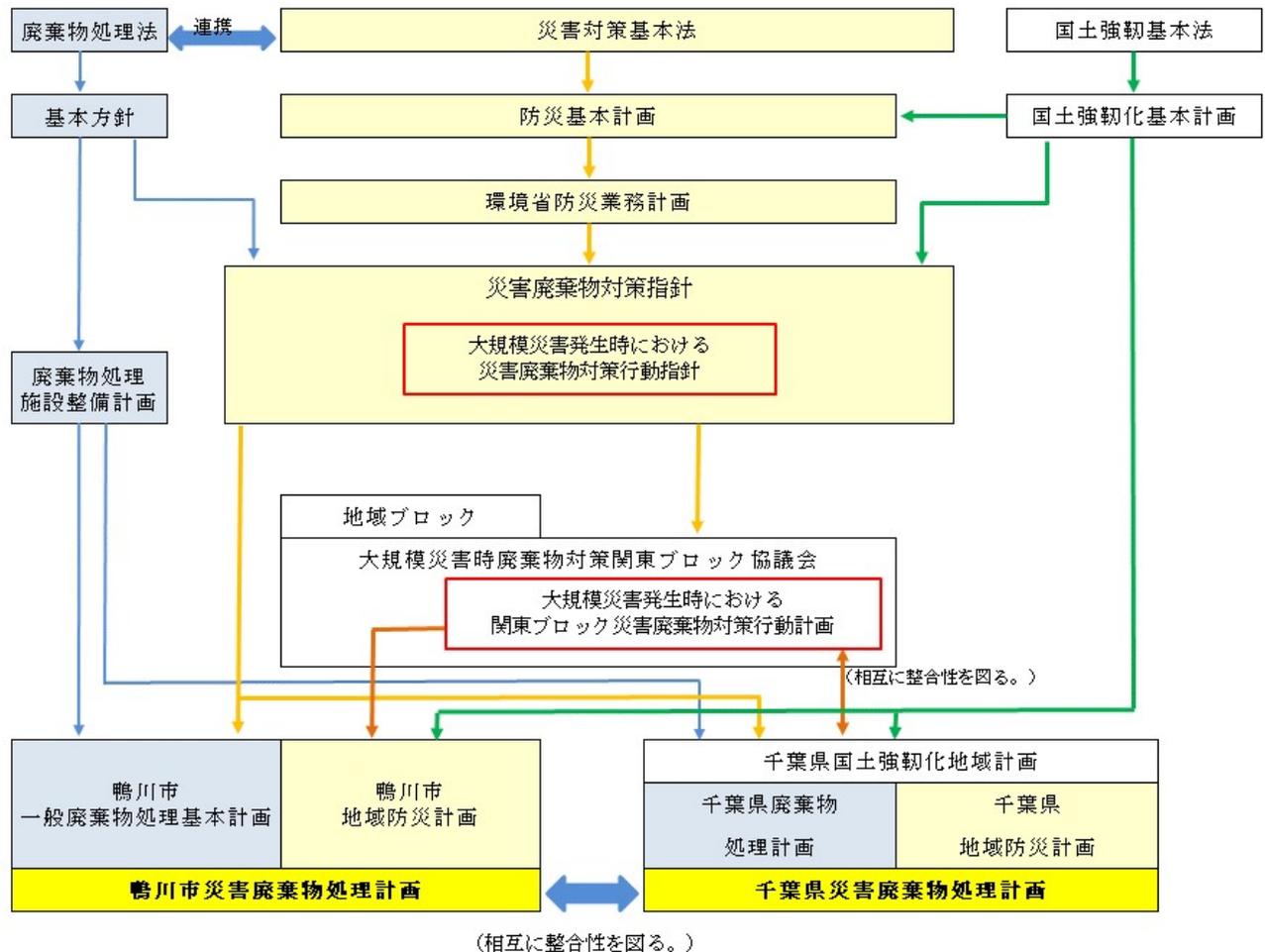
【概要版】

1 目的

東日本大震災や熊本地震といった巨大地震、広島市土砂災害、関東・東北豪雨、九州北部豪雨、西日本豪雨といった風水害等、全国各地で頻発している自然災害を踏まえて、今後発生が予測される大規模災害に対応するため、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理の実施と迅速な復旧・復興に資することを目的として、鴨川市災害廃棄物処理計画（以下「本計画」という。）を策定します。

2 位置づけ

本計画は、適正かつ円滑に災害廃棄物の処理を実施するため、環境省の定める災害廃棄物対策指針に基づき策定し、千葉県災害廃棄物処理計画及び鴨川市地域防災計画と整合を図ります。



3 計画の構成

1. 基本的事項

- ・計画作成の背景及び目的
- ・本計画の位置づけ
- ・被害想定
- ・災害の被害想定
- ・地震災害
- ・風水害
- ・災害廃棄物の種類
- ・一般廃棄物処理施設の状況
- ・ごみ
- ・し尿

2. 災害廃棄物処理に関する情報及び体制

- ・組織体制、事務分掌
- ・地域防災計画における組織体制
- ・災害廃棄物処理に関する組織体制
- ・本市の事務分掌
- ・計画の進捗管理
- ・情報収集・連絡
- ・協力・支援体制
- ・国・県・近隣市町村等との協力・支援体制
- ・広域処理について
- ・職員の教育・訓練

3. 災害廃棄物処理

- ・基本方針等
- ・基本方針
- ・処理期間
- ・災害廃棄物発生量の推計
- ・地震災害
- ・風水害
- ・平常時における災害廃棄物処理の対策
- ・仮置場候補地の検討
- ・し尿処理、生活・避難所ごみ処理
- ・初動期（発災後直後から3日間程度、3日目以降から2週間程度まで）の災害廃棄物処理の対策
- ・発災直後から3日間程度まで災害廃棄物処理の対策
- ・3日目以降から2週間程度の災害廃棄物処理の対策
- ・応急対応から復旧・復興期までの災害廃棄物処理の対策
- ・災害廃棄物処理実行計画の見直し
- ・収集運搬計画
- ・初動期の収集運搬
- ・応急対応期の収集運搬
- ・復旧・復興期
- ・環境対策、モニタリング
- ・仮設中間処理施設
- ・被災家屋の解体・撤去
- ・石綿対策
- ・分別・処理・再資源化
- ・仮焼却炉
- ・再資源化
- ・仮置場での分別
- ・最終処分
- ・広域的な処理処分
- ・適正処理が困難な廃棄物
- ・平常時対策
- ・発災後対策
- ・有害廃棄物の取り扱い
- ・廃家電
- ・自動車
- ・自動二輪
- ・腐敗性の強い廃棄物
- ・太陽光発電設備
- ・思い出の品・遺失物の対応
- ・災害時における県への事務委託
- ・事前確認
- ・要請

4 処理の基本方針

本計画における災害廃棄物処理の基本方針は、次のとおりとします。

1 衛生的な処理

- ・災害時に発生する家庭ごみやし尿については、生活衛生の確保を最重要事項として対応

2 迅速な処理

- ・刻々変化する災害時の状況に対応できる迅速な処理を行う
- ・発災から概ね3年間で処理を終える。

3 計画的な処理

- ・仮置場の適正な配置と計画的な処理
- ・処理が困難な場合における、千葉県や近隣市町村等の連携

5 環境に配慮した処理

- ・環境に配慮した、適正な処理
- ・不法投棄及び野焼きの防止

4 安全な作業の確保

- ・作業に従事する町民、民間事業者、ボランティア、町職員等の安全確保

6 リサイクルの推進

- ・分別の徹底による、リサイクルの推進

5 対象とする災害と被害想定

被害想定は、地震災害については、鴨川市地域防災計画に基づいて本市に与える被害が大きい「元禄地震」を想定します。風水害においては、平成30年7月豪雨の広島市の被害状況に合わせて検討します。リアス式海岸、市の中心部が平野で山地に囲まれており、川が流れているという地形が広島市と鴨川市の類似している点と考えられる為、想定を行います。

【地震災害】

想定地震：元禄地震（1703） マグニチュード：8.2
 発生時期：① 冬季 午前5時 多くの市民が自宅にいる季節時刻
 ① 夏季 正午 観光客が多くいる季節時刻

(建物被害予測)

		地震による被害（住家） ※揺れ+液状化		
		木造	*RC造	鉄骨造
建物総数	18,081	17,078	232	771
全壊棟数 (被災割合)	3,159 (17.5%)	3,093 (18.1%)	14 (6%)	54 (7%)
半壊棟数 (被災割合)	4,204 (23.3%)	4,058 (23.8%)	27 (11.6%)	119 (15.4%)

(津波被害想定)

津波高：10m 津波被害棟数：約3,000棟 避難者数：約7,000人

※津波高10mは、大津波警報と発表され、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれると想定されることから被害棟数は、全壊棟数と想定する。

- ・気象庁 津波警報の種類より

【風水害】

(広島市の被害状況)

被害項目	棟数（世帯割合）
全壊	172棟（0.03%）
半壊	573棟（0.1%）
床上浸水	1,339棟（0.47%）
床下浸水	1,022棟（0.36%）

(鴨川市の被害状況 (被害想定))

被害項目	棟数 (世帯割合)
全壊	5 棟
半壊	16 棟
床上浸水	76 棟
床下浸水	58 棟

6 対象とする災害廃棄物

本計画において対象とする災害廃棄物は以下のとおりとします。

種類	説明
不燃性混合物	分別することができない細かなコンクリート、木くず、プラスチック、ガラス、土砂等
可燃性混合物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等
木質系廃棄物 (木くず)	家屋の住材・角材、家具、流木、倒壊した自然木
コンクリートがら	コンクリート片やブロック、アスファルトくず等
金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材等の金属片
廃家電 ^{※1}	被災家屋から排出されるテレビ、洗濯機、エアコン等の家電類で、被災により使用できなくなったもの
廃自動車 ^{※1}	被災により使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車
廃船舶	被災により使用できなくなった船舶
畳・布団	被災家屋から排出される畳・布団
思い出の品	写真、賞状、位牌、貴重品等
津波堆積物	海底の土砂やヘドロが陸上に打ち上げられ堆積したものや陸上に存在していた農地土壌等が巻き込まれたもの
その他	腐敗性廃棄物 (畳や被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料・製品等)、有害物 (石綿含有廃棄物、PCB、水銀を使用したもの、感染性廃棄物、化学物質、CCA・有機塩素化合物、医薬品類、農薬類等)、危険物 (消火器、ボンベ類等)、漁具、石膏ボード、タイヤ、漂着・漂流ごみ等
生活ごみ ^{※2}	被災により家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ
避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみ、使用済簡易トイレ等
仮設トイレのし尿	避難所等から排出される汲み取りし尿

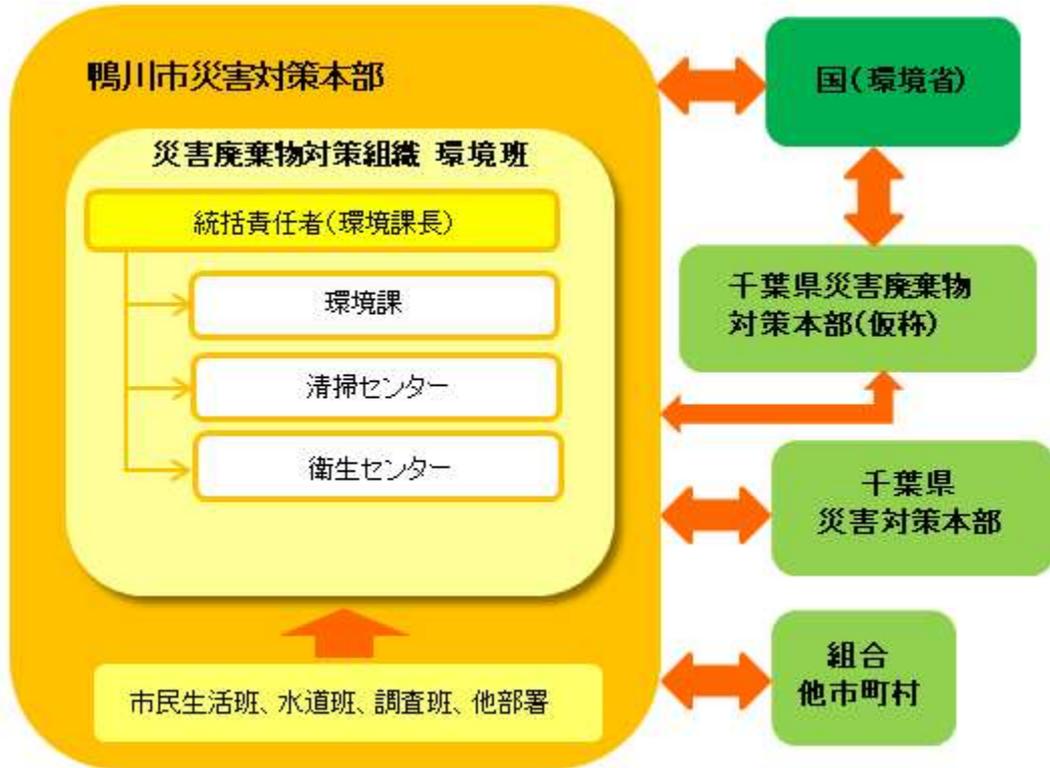
※1 リサイクル可能なものは各リサイクル法に基づき処理を行う。

※2 平常時に排出される生活に係るごみは対象外とする。

7 災害廃棄物処理体制

災害時には、環境班にて臨時体制を組織するとともに、関連する対策部と連携し、各業務の遂行にあたります。また、被災状況に応じた、国、県、近隣市町村、民間事業者との協力支援体制を構築し、連携を図ります。

①組織体制



②協力・支援体制

